

飛騨高山擬人化キャラクター ヒダテン！キャラクターの利用に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）が保有する飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」の使用に関し、必要な事項を定め、飛騨高山の観光PR、特産品の販路拡大、産業振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) キャラクター

「ヒダテン！」に登場する各キャラクターの名称、イラスト、動画等の展開デザインを含む一切を指す。

(2) 静止画像

キャラクターのイラスト、ロゴ等の画像素材を指す。

(3) 動画

キャラクターを使用したプロモーション映像、アニメーション、ボイスドラマ等を指す。

(4) 広告

民間事業者等が事業又は自社製品を宣伝・販売するためにキャラクターを使用するものを指す。

(5) 物品

民間事業者等が販売・配布を目的として商品又はノベルティを指す。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターの利用に関する一切の権利は、協会に属する。

2 静止画像及び動画の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。

(静止画像及び動画の利用申請)

第4条 キャラクターの静止画像及び動画を利用しようとする者は、予め「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾申請書」（別記様式第1号）に利用方法の分かる書面を添えて協会に提出し、利用許諾を得なければならない。

但し、次の場合はこの限りでない。

- (1) 高山市内の各支所地域の観光協会が利用する場合
- (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校など教育現場で利用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で利用する場合
- (4) 協会が主体となって実施する事業で利用する場合

(審査及び承認)

第5条 協会は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、キャラクターの利用が、第1条の目的に沿うものであると認めるときは利用を承認し、申請者に対し「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾承認通知書」（別記様式第2号）を交付する。なお、必要が認められる場合には、利用許諾の承認の際に条件を附することができるものとする。

2 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長3年間とする。

(利用許諾の制限)

第6条 協会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許諾を承認しないこととし、申請者に対し、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用不承認通知書」（別記様式第3号）を交付する。

- (1) 公序良俗に反する、又は本キャラクターのイメージを著しく損なう使用、表現のおそれがある場合
- (2) 政治活動・選挙活動・宗教活動・反社会勢力に関連する利用のおそれがある場合
- (3) 暴力、差別、性的表現（18禁を含む成人向け）等、協会が不相当と認める場合
- (4) 本キャラクターに関する表記が協会の公式見解又は公認であると誤認させる表示のおそれがある場合
- (5) 静止画像及び動画の著しい変形を行う場合、立体物でその表現がイラスト等の

立体物と認められない場合

- (6) 特定の個人又は団体を協会が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (8) 協会の事業又は協会が認めた事業を推進するうえで支障をきたすおそれがある場合
- (9) そのほか、協会が適当でないと認めた場合

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。但し、申請内容によりやむを得ず協会において製作作業が発生した場合は、双方協議のうえ、申請者に実費を請求する場合がある。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業終了後1ヶ月以内に実績報告書を協会に提出すること。その際にキャラクターを利用した書類もしくは制作物等の完成品を協会に1部以上併せて提出すること。

- 2 前項の実績報告書等が適正でないと協会が判断した場合は、申請者は速やかにこれに応じ、協会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の是正に要する費用は、申請者がすべて負担するものとする。

(承認内容の変更)

第9条 申請者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用内容変更承認申請書」(別記様式第4号)を協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、変更が適当であると承認した際は申請者に対し、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用内容変更承認通知書」(別記様式第5号)を交付する。

(申請者の遵守事項)

第10条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの利用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ等を損なうことのないよう、適切かつ、十分な配慮をしなければならない。
 - (2) 第5条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示「©（一社）飛騨・高山観光コンベンション協会 ヒダテン!/キャラクター名」若しくは「©ヒダテン!キャラクター名」を利用対象物に表記すること。
 - (3) デザインは、「飛騨高山擬人化キャラクター ヒダテン!キャラクターマニュアル」に準ずること。但し、協会が特別に認めた場合にあってはこの限りでない。
 - (4) 責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には製造者又は製作者の名称と連絡先を必ず記載すること。
 - (5) 第三者に利用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を申請者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- 2 協会は、キャラクターの利用方法がキャラクターのイメージ等を損なうおそれがあると認めたとき、または関係法令に抵触するおそれがあると認めたときには、申請者に対し、是正を求めることができる。また、キャラクターの利用中止をさせることができる。

(承認の取消)

第11条 協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又これらの申立てを受けたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障をきたしたとき。
- (6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
- (7) この要綱に反したとき、又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の

事由があるとき。

- (8) 協会に対する重大な背信行為を行ったとき。
 - (9) キャラクターに関する協会の権限の行使に支障をきたしたとき。
- 2 協会は、前項の要綱により、利用の承認を取り消したときには、申請者に対し、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾取消通知書」(別記様式第6号)により通知する。
 - 3 申請者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、利用承認に基づいて制作した書類等を廃棄処分しなければならない。
 - 4 申請者は、使用の承認の取消により、協会又は第三者に損害賠償金、訴訟費用その他の費用が生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

(資料の提出または報告の徴収)

- 第12条 協会は、申請者に対し、キャラクターの利用に関する事項について、資料を提出させ、又は報告を求めることができる。この場合において、申請者は速やかにこれに応じなければならない。
- 2 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。
 - (1) 申請者の住所又は所在地、代表者、商号等を変更しようとするとき。
 - (2) 申請者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき。
 - (3) その他、協会との関係に重大な影響を及ぼす恐れのある事案が発生したとき。

(権利設定の禁止)

- 第13条 申請者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第14条 申請者は、利用許諾の承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承させてはならない。

(資料の貸与)

第15条 協会は、申請者から利用目的の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、業務に支障をきたす場合又はそのおそれがある場合を除き、申請者にこれを貸与することができる。

- 2 申請者は、貸与を受けた資料を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸若しくは使用させてはならない。
- 3 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた資料を直ちに協会に返却しなければならない。
 - (1) 物品の製造又は販売を終了したとき。
 - (2) 協会から資料の返却を求められたとき。
 - (3) 承認が取り消されたとき。
- 4 申請者は、故意又は過失により、貸与を受けた資料が滅失若しくは毀損し、又はその返却が不可能となったときは、協会が指定する期間内にこれを原状に復して返却又は損害を賠償しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第16条 協会及び申請者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、相互に相手方に通知するとともに、協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、協会は申請者のキャラクターの利用が円滑になされるように必要な措置を講ずるものとする。

(著作権侵害行為への対処)

第17条 申請者は、キャラクターの利用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに協会に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、協会及び申請者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第18条 申請者は、キャラクターの利用に関して、第三者との間に紛争が生じたとき

は、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(申請者の利用対象物に対する責任)

第19条 申請者の利用対象物の安全性、品質等については、すべて申請者が責任を負うものとする。

(賠償責任等)

第20条 協会は、利用許諾を行ったことに起因し申請者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 申請者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 申請者は、静止画等の利用に際して故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。
- 4 協会は、前二項の要綱に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、静止画及び動画の利用に関し必要な事項は、協会が別に定める。

(施行期日)

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 協会は、この要綱の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会長 様

(申請団体・法人名)

住 所 〒

団 体 名

代表者名

担当者所属・名

連絡先(電話・メール)

飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾申請書

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会 ヒダテン！キャラクターの【静止画・動画】を利用したいので、それらの利用に関する要綱に定める内容を確認・承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 利用キャラクター：(該当キャラクターに○)

【全10体・高山レッド・丹生川スクナ・清見ロック・荘川さくら・一之宮かぐら・久々野りんご・朝日よもぎ・高根メイズ・国府もも・奥飛騨シズル】

2 利用目的・方法：

3 利用場所：

4 利用期間：

5 その他特記事項：(制作数等)

6 添付資料

- ・事業概要など、キャラクターの利用が具体的に分かるもの
- ・申請者の情報が分かるもの

年 月 日

様

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会

(公印省略)

飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾通知書

●年●月●日付けで申請のありました、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾申請」について、飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクターの利用に関する要綱を遵守することを条件に承認いたします。

記

1 申請者

住 所：〒

団 体 名：

代表者名：

担当者所属・名：

連絡先（電話・メール）：

2 許諾内容

利用キャラクター：

【全10体・高山レッド・丹生川スクナ・清見ロック・荘川さくら・一之宮かぐら・久々野りんご・朝日よもぎ・高根メイズ・国府もも・奥飛騨シズル】

利用目的・方法：

利用場所：

利用期間：

その他特記事項：(制作数等)：

別記様式第3号(第6条関係)

年 月 日

様

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会
(公印省略)

飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用
不承認通知書

●年●月●日付けで申請のありました、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾申請」について、以下の理由により、利用を承認しないことを通知いたします。

理由：

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会長 様

(申請団体・法人名)

住 所 〒

団 体 名

代表者名

担当者所属・名

連絡先 (電話・メール)

飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用
内容変更承認申請書

●年●月●日付 第 号で承認された「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾通知書」の「(キャラクター名)」の利用内容を、以下のとおり変更しますので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更項目及び内容

変更項目	変更前	変更後

3 添付資料

- ・企画書が実施計画書など、変更内容が分かるもの

別記様式第5号(第9条関係)
年 月 日

様

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会
(公印省略)

飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用内容
変更承認通知書

●年●月●日付けで申請のありました、「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用内容変更承認申請書」の利用内容の変更について、下記のとおり承認いたします。

記

1 変更の理由

2 変更項目及び内容

変更項目	変更前	変更後

別記様式第6号(第11条関係)

年 月 日

様

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会
(公印省略)

飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用
許諾取消通知書

●年●月●日付 第 号で承認された「飛騨高山擬人化キャラクター「ヒダテン！」キャラクター利用許諾通知書」の「(キャラクター名)」の利用について、以下の理由により使用の承認を取り消します。

取消理由：